

日本空港ビルグループ人権方針

(趣 旨)

日本空港ビルグループは、公共性の高い旅客ターミナルの建設・管理運営を担う企業グループとしての使命を鑑み、人権の尊重は企業の責務であり、重要な課題であると認識しております。「サステナビリティ基本方針」に則り、人権に配慮しながら誠実かつ公正に事業を遂行するべく、この方針の下、推進体制を構築し、事業活動が影響を及ぼし得るあらゆる人々に対する人権尊重の責任を果たしてまいります。

(適用範囲)

本方針は、日本空港ビルグループの全ての役員・社員に対し適用されます。なお、取引先等については、本方針に準じる「サステナブル調達ガイドライン」を適用することとします。

(人権尊重に関する基本的方針)

(1) 人権尊重の責任

日本空港ビルグループは、「国際人権章典」（「世界人権宣言」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」及び「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」）、ならびに労働における基本的権利を規定した国際労働期間（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」をはじめとする国際的に認められたすべての人権を尊重します。また、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、人権尊重に関する取り組みを進めます。

(2) 事業活動全体を通じた人権の尊重

日本空港ビルグループにおいては、事業活動全体において、性別、年齢、国籍、人種、民族、宗教、社会的身分、障がいの有無、性的志向・性自認等による差別の禁止、人身取引、強制労働や児童労働の禁止、セクシャルハラスメント等のハラスメントの禁止、適切な労働環境、公正な労働条件の確保、結社の自由、団体交渉権等の人権を尊重します。

また、事業活動におけるパートナー、サプライヤー等のバリューチェーン上の主体及びその他の関係者に対しても、この人権方針を支持し、それぞれのステークホルダーの人権を尊重するよう働きかけ、人権尊重の実践を広げてまいります。

(人権を尊重するための取り組み)

(1) 人権デューデリジェンス

日本空港ビルグループは、人権デューデリジェンスの仕組みを確立及び実施するとともに、仕組みの改善に継続して取り組みます。

（2） 是正及び救済

自らの事業活動が人権に対する負の影響を引き起こした若しくは助長したことが明らかになった場合又はこれらの事象が疑われる場合には、適切な是正措置を講じます。加えて、国際基準に沿った苦情処理メカニズムの整備も進め、人権に対する負の影響を受けた人の救済のために適切な措置を講じます。

（3） 教育・研修

日本空港ビルグループの全ての役員・社員に対し、適切な教育・研修を行うとともに、多様性、公正性及び包摂性の高い企業風土の一層の醸成を図ります。

（4） 情報開示

この人権方針は、取締役会で承認し、広く社会にも公開します。また、この方針に基づく人権を尊重するために講じた取り組みの内容について、ウェブサイト等でステークホルダーが日本空港ビルグループの取り組みを理解できるよう適切な情報提供に努めます。

（5） ステークホルダーとの対話

日本空港ビルグループは社外の有識者や、関連するステークホルダーとの対話の機会を設けます。

以上

2025年12月24日

田中 一仁

日本空港ビルディング株式会社
代表取締役社長 田中 一仁

2023年4月1日制定

2024年10月18日改定

2025年12月24日改定